



6月28日（金）午前10時41分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客30名を乗せ運行中、赤信号で停止している先行車の発見に遅れ急ブレーキをかけたところ、車内で立っていた乗客2名が転倒した。

この事故により、転倒した乗客1名が重傷、もう1名が軽傷を負った。

#### (2) 法人タクシーの死傷事故①

7月1日（月）午後9時10分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、前車に続いて右折を開始したところ、右側から進入してきたオートバイが転倒し、オートバイの運転者が当該タクシーの前面右側付近に衝突した。

その後、当該タクシー運転者は、状況を確認せず発進したため、オートバイの運転者をひいた。

この事故により、オートバイの運転者が死亡した。

事故当時、当該タクシー側の信号は青、オートバイ側は左矢印青信号であった模様。

#### (3) 法人タクシーの死傷事故②

7月2日（火）午前0時50分頃、宮城県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客を1名乗せ運行中、路上横臥者をひいた。

この事故により、路上横臥者が死亡した。

#### (4) 個人タクシーの死傷事故

7月4日（木）午後10時28分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、横断歩道を赤信号で渡ってきた歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

#### (5) 大型トラックの衝突事故

7月1日（月）午前3時16分頃、広島県の高速道路において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、何らかの原因により道路上に停止していた乗用車に追突し、その他大型トラックなど計4台が絡む多重事故となった。

この事故により、乗用車の運転者及び追突した大型トラックの運転者が死亡した。

#### (6) トラックの衝突事故

7月3日（水）午前5時2分頃、群馬県の高速道路において、同県に営業所を置くトラックが運行中、乗用車に追突され横転した。

この事故により、乗用車に乗っていた4名のうち、2名が死亡、2名が軽傷、当該トラック運転者が軽傷を負った。

#### (7) トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故

7月3日（水）午前6時35分頃、兵庫県市道において、同県に営業所を置くトラ



近年、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案が増加傾向を示しています。その中で、心臓疾患は脳血管疾患と並んで最も多く、また、大動脈瘤等の大血管疾患による運転者への影響も考えられることから、事業用自動車の運転者に関する心臓疾患・大血管疾患対策が必要となっています。

このため、国土交通省では、産官学の幅広い関係者からなる「健康起因事故対策協議会」での議論を受けて、心臓疾患・大血管疾患が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。

自動車運送事業者において、本ガイドラインの活用により、心臓健診の受診や治療の必要性について理解が浸透し、事業者による自主的なスクリーニング検査の導入が拡大することが期待されます。

※本ガイドラインについては、国土交通省・自動車総合安全情報ウェブサイトに掲載しています。

→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03safety/health.html>

---

(3)「適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブック」を作成・公表しました。

(配信日：R1.6.28)

国土交通省自動車局では、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づき、過労運転等による重大事故の発生につながる運転者の長時間労働是正に向けて、運送事業者における適切な運行管理等に役立つICTを紹介するガイドブックを「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において作成し、公表いたしました。

このガイドブックでは、法令で定められた運送事業者が実施すべき事項を示すとともに、実施すべき事項の適切かつ効率的な実施を手助けし、省エネ運転、顧客サービス向上等の経営に役立つツールを紹介しています。

※「ガイドブック」については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03manual/index.html>

---

(4) ドライバー異常時対応システムを搭載した一般路線バスに係る留意事項の周知について（中部運輸局発）

（配信日：R1.6.28）

運転者の健康状態が急変し、運転の継続が困難な状況に陥ったことによる事故は、事業用自動車においても毎年多く発生していることから、運転者に対する健康管理を適切に行うよう自動車運送事業者の方々にお伝えしているところです。

そのような中、「ドライバー異常時対応システム基本設計書」に基づくドライバー異常時対応システムを搭載した貸切バス及び高速乗合バス車両が昨年から発売されていますが、今般、同様のシステムを搭載した一般路線バス車両が発表され、今後、普及の拡大が見込まれます。

この機会を捉え、中部運輸局では、乗合バス事業者等に対して、一般路線バスの乗客等に本システムの目的や効果、使い方、使用上の注意等を周知するよう通知しました。

「ドライバー異常時対応システム基本設計書」は次のURLをご覧ください。  
→ <http://www.mlit.go.jp/common/001124853.pdf>

詳しくは、次のURL（中部運輸局のホームページ Mission1st運動第1段階）をご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>

---

(5) 無人自動運転移動サービスを導入するバス・タクシー事業者のためのガイドラインを策定しました

（配信日：R1.6.28）

2020年の実現を目指している限定地域での無人自動運転移動サービス（レベル4）においては、旅客自動車運送事業者は、運転者が車内にいる場合と同等の安全性及び利便性を確保することが必要です。

国土交通省は、旅客自動車運送事業者が、運転者が車内に不在となる自動運転車で旅客運送を行う場合において安全性及び利便性を確保するために対応すべき事項について検討していく際に必要となる基本的な考え方を示すものとして、

「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン」を策定しました。

このガイドラインにより、限定地域での無人自動運転移動サービスの実現に向け、その安全性及び利便性の確保を図ってまいります。

※ガイドラインの詳細については、下記リンク先をご覧ください。

---

(6) 7月1日より、トラックドライバーの働き方改革に向けた新制度がスタートします！～改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分の施行～

(配信日：R1.6.28)

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律により、トラックドライバーの働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるよう、荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等の規定が新設されたところですが、これらの荷主関連部分については、7月1日から施行します。

### 1. 背景

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

こうした状況を踏まえ、昨年、議員立法により、[1]規制の適正化、[2]事業者が遵守できる事項の明確化、[3]荷主対策の深度化、[4]標準的な運賃の公示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の改正が行われたところですが、今般、このうち、[3]の荷主関連部分について施行します。

これにより、荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるようにするための取組を一層推進します。

### 2. 概要

改正貨物自動車運送事業法のうち、上記1. [3]の荷主関連部分について、令和元年7月1日より施行します。

### 3. 参考（上記1. に記載する[3]の概要）

#### （1）荷主の配慮義務の新設

荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定を新設。

#### （2）荷主への勧告制度の拡充

荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されるとともに、荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することを法律に明記。

（3）違反原因行為をしている疑いがある荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等の規定の新設（令和5年度末までの時限措置）

[1] 国土交通大臣は、「違反原因行為」（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主に対して、荷主所管省庁等と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行う。

[2] 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行う。

[3] トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会に通知」する。

※違反原因行為の例：荷待ち時間の恒常的な発生、非合理的な到着時刻の設定、重量違反等となるような依頼等

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000186.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000186.html)

---

(7) 「交通事故統計及び事故事例の分析に基づき実施すべき死亡・重傷事故の低減対策のポイント」の活用について

(配信日：R1.6.14)

国土交通省では、平成29年6月にまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、2020年までに事業用自動車の交通事故死亡者数を235人以下、人身事故件数を23,100人以下、飲酒運転を0件の目標を掲げ、関係者と一丸になって事故防止対策に取り組んでいるところです。

平成30年度「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において、各モードの死亡・重傷事故の発生件数の多い事故形態を特定し、自動車事故報告書から傾向や特徴を分析した結果を、「交通事故統計及び事故事例の分析に基づき実施すべき死亡・重傷事故の低減対策のポイント」として取り纏めましたので、運行管理者及び運転者への教育や事業者における安全意識の向上等の際に活用してください。

※「交通事故統計及び事故事例の分析に基づき実施すべき死亡・重傷事故の低減対策のポイント」については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/press20190125.html>

---

(8) バスの走行時における安全運行の徹底について

(配信日：R1.6.7)

本年6月6日、茨城県において、乗合バスが乗降口の扉を閉じずに走行する事案が発生いたしました。その他、今年に入り全国で同様の事案が2件発生したことを把握しております。

バス事業者様におかれましては、今後同様の事案が発生することのないよう、次の事項について周知徹底をよろしくお願いいたします。

1. 事業者は、「運転者は乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない」ことを運転者に対し改めて指導徹底すること。

なお、乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造の解除装置を備えたバス車両を運行する事業者にあつては、運転者に対し当該バス車両を運行の用に供する際には、当該解除装置が作動していないことを確認することを改めて指導徹底すること。

2. 乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造を備えたバス車両について、当該機能が作動することを改めて点検確認すること。

---

(9) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について  
(配信日：R1.5.24)

国土交通省においては、平成29年6月にまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標とし、様々な取組を実施しているところですが、今年に入り、事業用自動車の飲酒を伴う事故について12件（タクシー：2件、トラック：10件）発生したことを把握しております。

平成28年5月に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」においても、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について更なる徹底を図ることとしており、政府としても飲酒運転の根絶に強力に取り組んでいる中で飲酒運転が行われたことは、運送事業に対する社会の信頼を揺るがす事態であり、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、飲酒運転を防止する取組として、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用していただくとともに、特に以下の事項について適切に実施していただくようお願いいたします。

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

(1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。

(2) 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。

(3) 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。





【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\* このメルマガについてのご意見は、< [jiko-antai@mlit.go.jp](mailto:jiko-antai@mlit.go.jp) >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

\* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

\* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

